



男女共同参画シンボルマーク

『一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち』をめざして

横手市男女共同参画行動計画

第2次計画（平成23～27年度）

「一人ひとりが輝き、 自分らしく生きられるまち」をめざして

横手市では、「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を男女共同参画社会の将来像として掲げ、平成 18 年 12 月に「横手市男女共同参画行動計画」（第 1 次行動計画）を策定し、また平成 20 年 10 月には「横手市男女共同参画都市宣言」を行いました。

こうした取り組みは、男性も女性もお互いの人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成をめざすものであります。そして、これらの具体的な実践があらゆる分野において、すべての人々がいきいきと活躍し、活気あふれる横手市をつくる源泉であるとの考えのもと各種施策を推進してきました。

しかしながら、平成 21 年度に市民を対象に実施した「横手市まちづくりアンケート」の結果から映し出されたのは、男女共同参画に対する関心度の低さでした。また一方では、第 1 次行動計画において策定された具体的指標について、未だ目標値に達していない取り組みもあります。

このような背景の下で、平成 23 年 3 月で第 1 次行動計画が終了することに伴い「第 2 次横手市男女共同参画行動計画」を秋田県南部男女共同参画センターのご協力をいただきながら、市民 20 名と市職員 10 名で構成する計画策定作業部会委員で策定しました。

この計画は、第 1 次計画の将来像や基本目標を継承しながら、これまでの施策の進捗状況を検証・評価したうえで策定しました。特に、地域の防災や環境問題についても男女共同参画の視点を踏まえるとともに、女性に対するあらゆる暴力根絶に向けて積極的に取り組むこととしました。

第 2 次行動計画を実現するためには、市政全般にわたって男女共同参画の視点に立った事業を展開することはもちろんですが、市民の皆様をはじめ企業、市民団体などの主体的な実践と連携が不可欠であることから、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たりご尽力いただいた計画策定作業部会委員の方々をはじめ、関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月
横手市長 五十嵐 忠 悦

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の趣旨…………… 4
- 2. 計画の役割と位置づけ…………… 4
- 3. 計画の期間…………… 4

第2章 計 画 の 内 容

- 1. 基本理念…………… 5
- 2. 横手市における男女共同参画社会の将来像と基本目標…………… 5
- 3. 計画の体系…………… 6

第3章 行 動 計 画

家族・家庭 基本目標 自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

- 基本
施策** ①男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます…………… 8
- ②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます…………… 10
- ③自立と信頼に基づく協力関係を築きます…………… 11

社会活動 基本目標 対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

- 基本
施策** ①政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します…………… 12
- ②自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します…………… 14
- ③男女ともに参加しやすい地域活動を推進します…………… 16

雇用・労働 基本目標 仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

- 基本
施策** ①就業の機会と労働条件の平等を促進します…………… 18
- ②女性が働き続けられる労働環境を整備します…………… 20
- ③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます…………… 22

福祉・健康 基本目標 自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

- 基本
基本
施策
- ①市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります・・・ 24
 - ②健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します・・・・・・・・ 26
 - ③生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます・・・・・・・・ 28
 - ④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します・・・・ 30

教育・行政 基本目標 共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

- 基本
基本
施策
- ①家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します・・・・ 32
 - ②教育の場で男女共同参画を推進します・・・・・・・・ 33
 - ③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します・・・・ 34

第4章 計画の推進体制

- 1. 推進体制の整備・・・・・・・・ 36
- 2. 市民団体との連携・・・・・・・・ 36
- 3. 計画の進行管理・・・・・・・・ 37

参 考 資 料

- 第1次横手市男女共同参画行動計画からの主な変更点・・・・・・・・ 38
- 男女共同参画に関する用語集・・・・・・・・ 40
- 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・ 43
- 秋田県男女共同参画推進条例・・・・・・・・ 48
- 男女共同参画に関する国内外の動き・・・・・・・・ 52
- 横手市男女共同参画推進協議会・行動計画策定作業部会・・・・ 54

■ 本文中の「__※」印の付いた語句は頁下段、「※」印は参考資料の「男女共同参画に関する用語集」(P40～)に用語の意味を掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

横手市では、平成18年12月に「横手市男女共同参画行動計画」(第1次)を策定し、横手市における男女共同参画社会*の将来像を「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」とし、男女共同参画社会*の実現に向けて取り組んできました。

国では、「男女共同参画社会基本法*」を平成11年に制定し、さらに平成13年に「配偶者暴力防止法*」を、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成19年12月には、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*の実現に向け官民一体となって取り組み始め、男女共同参画の推進に大きな展開が見られました。

秋田県においても、平成14年4月に「秋田県男女共同参画推進条例」を施行し、平成18年9月には「新秋田県男女共同参画推進計画」を策定し、地域特性に応じた総合的な施策を展開してきました。

このような男女共同参画社会*の形成に向けた法令、制度等との整合性を図るとともに、「横手市男女共同参画行動計画」(第1次)の計画終了に伴う検証結果を踏まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、「第2次横手市男女共同参画行動計画」を策定しました。

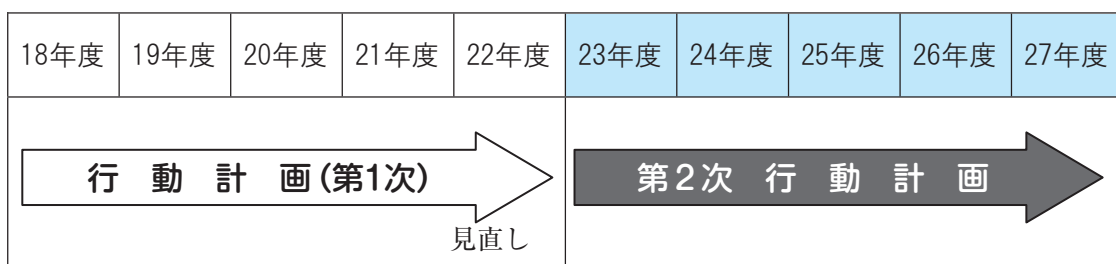
2. 計画の役割と位置づけ

- (1) この計画は、横手市総合計画との整合を保ちながら、横手市が行う男女共同参画社会*づくりのための施策を総合的に推進する指針とします。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法*及び秋田県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重して策定しました。
- (3) この計画は、配偶者暴力防止法*第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(基本方針)」及び「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第2期基本計画」の内容を勘案して策定しました。

3. 計画の期間

行動計画(第1次)は、平成18年度から平成22年度までの5年間として策定しました。

第2次行動計画は、平成23年度から平成27年度を計画期間とします。



第2章 計画の内容

1. 基本理念

- (1) 男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画できる社会を構築します。
- (2) 男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を構築します。
- (3) 仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を構築します。

2. 横手市における男女共同参画社会*の将来像と基本目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会*を実現するため、その将来像を

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち とし、

次の5つの基本目標に添った行動計画に基づき、総合的に施策を展開します。

家族・家庭 ……自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

社会活動 ……対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

雇用・労働 ……仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

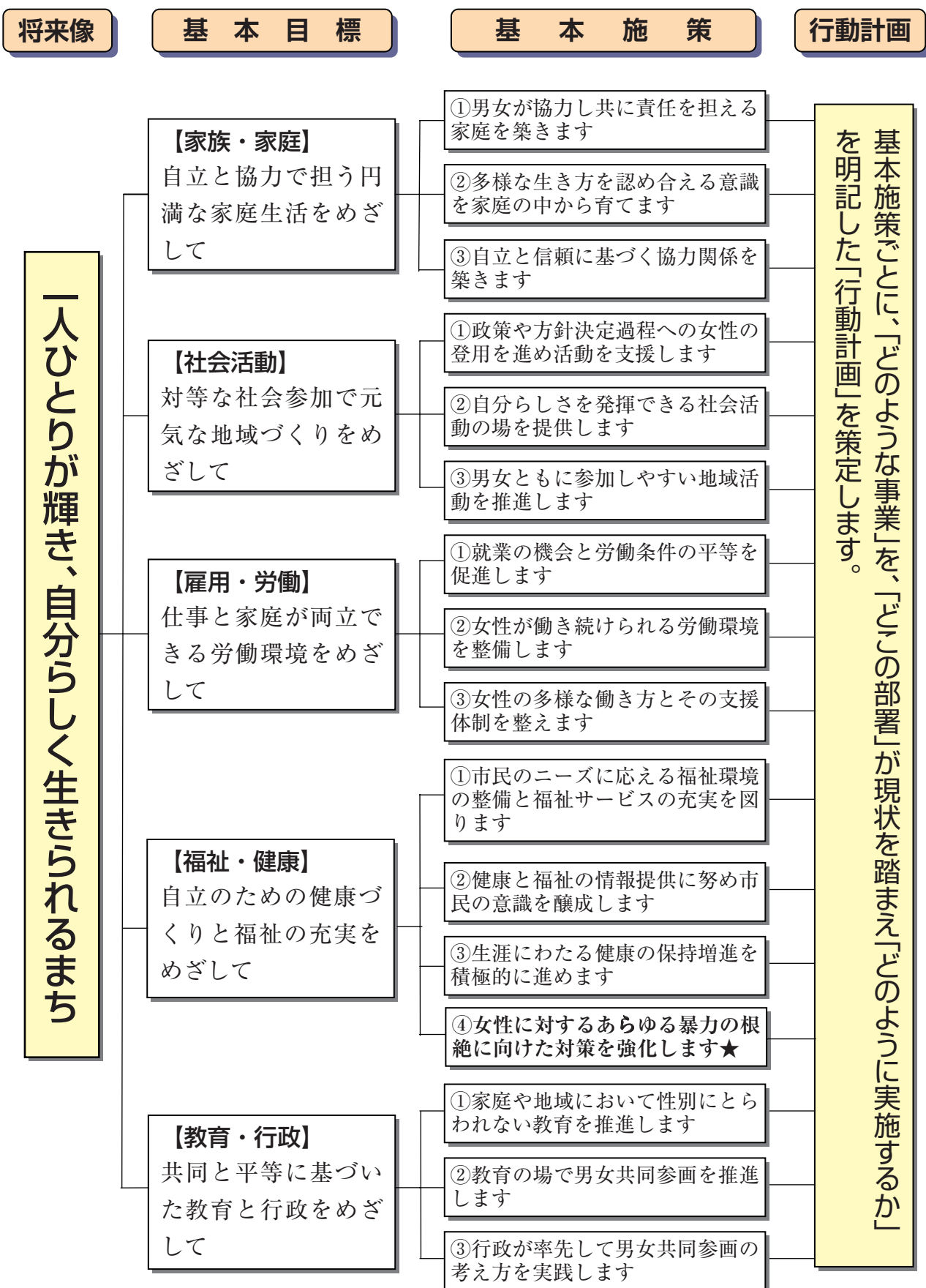
福祉・健康 ……自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

教育・行政 ……共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

3. 計画の体系



★新規に追加された基本施策

第3章 行動計画

この章では、これまでの5年間にわたる取り組みについて、各年度ごとの実績報告書の検証や男女共同参画に関するアンケート調査の分析結果をもとに、「現状と課題」を整理し、これから取り組む「施策の内容」と「行動計画」を記載しています。

また、男女共同参画への取り組みの指標や数値目標を定め、各基本施策ごとに記載しています。これにより、事業の主体性を明確にするとともに、計画の実効性を高めようとするものです。

行動計画の記載例

■ 行動計画では、基本施策の項目ごとに次のように一覧表示しています。

基本施策① 男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 協力しあう心が育つ家庭づくりを進めます			
*	家族経営協定*の啓発と導入の推進	農業政策課 農業委員会	継続

・「*」は、P40以降に用語の意味を掲載しています。

・行動計画を記載しています。

・施策の内容を記載しています。

・主に担当する部署を記載しています。

・「*」は、他の部門の施策としても掲載していることを表しています。

・新規に実施するのか、第1次計画から継続あるいは修正して推進するのかを表しています。

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
家族経営協定*数	農業政策課 農業委員会	69組	95組

・男女共同参画指標等について今後の取組目標を表しています。

家族・家庭 基本目標 自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

基本施策① 男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます

現状と課題

本市における生活状況に関するアンケート調査の結果では、「家事従事時間」は働いている日で男性が50分に対して女性は2時間46分、休みの日で男性が1時間16分に対して女性は3時間20分となっており、女性への負担がかなり大きくなっているのが現状です。

このように、現在も固定的な性別役割分担意識^{*}や偏りは未だ解消されておらず、家庭生活の中でさまざまな問題をもたらしています。

家族がお互いを認め合い、男性も女性も家事・育児・介護等において、性別や年代にとらわれない柔軟なかかわり方を創り出していかなければなりません。

施策の方向・内容

- ア. 協力しあう心が育つ家庭づくりを進めます
- イ. 家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます
- ウ. 子どもを生み育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します

行 動 計 画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 協力しあう心が育つ家庭づくりを進めます			
	生活実態調査を5年ごとに実施	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	生活実態調査の結果をもとにした家事・育児・介護への協力度度シート作成・配布	男女共同参画・市民協働推進室	新規
*	家族経営協定*の啓発と導入の推進	農業政策課 農業委員会	継続
イ. 家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます			
	横手市版啓発チラシを作成し、各種講座等で活用	男女共同参画・市民協働推進室	新規
	固定的な性別役割分担意識*の見直しの推進	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	男女共同参画に関する「キャッチコピー・標語」等の公募	男女共同参画・市民協働推進室	継続
ウ. 子どもを生き育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します			
*	一時、休日、病児・病後児、障がい児、延長保育などの特別保育事業の充実	子育て支援課	修正
*	学童保育などの放課後児童対策の充実	子育て支援課	継続
	学童保育指導員の資質向上のための研修会の実施と参加促進	子育て支援課	新規
	子育て情報の提供と相談窓口の設置	子育て支援課	修正
	子育てグループへの支援と地域連携の充実（既存ネットワークの活用）	子育て支援課	修正
*	子どもの遊び場の整備と点検	子育て支援課	修正
	高校生、大学生等に対する奨学金制度の充実	学校教育課	継続
	医療費助成制度の充実	国保市民課	継続

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
家族経営協定*数	農業政策課 農業委員会	69組	95組
病児・病後児保育実施ヶ所数	子育て支援課	7ヶ所	10ヶ所
子育て支援総合コーディネーター	子育て支援課	未設置	1人

基本施策② 多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます

現状と課題

固定的な性別役割分担意識*を見直す機会として、育児講座や介護・健康講座等を開催していますが意識が十分に浸透してきているとは言えません。

これからは、学習会や研修会の内容をさらに充実させるとともに参加しやすい環境づくりが求められます。

施策の方向・内容

- ア. 性別による固定的な役割分担意識を見直す機会を提供します
- イ. 誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます

行動計画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 性別による固定的な役割分担意識を見直す機会を提供します			
男性の家事・育児・介護への参画推進につながる講座、出前セミナーの開催	男女共同参画・市民協働推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター		修正
男女がともに認識を高められるフォーラム等の開催	男女共同参画・市民協働推進室		修正
イ. 誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます			
地域単位での学習会等の開催	生涯学習課 市民福祉課 地域振興課 生涯学習センター 公民館		継続
参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署		継続
* 各種行事での託児の実施	すべての部署		継続

基本施策③ 自立と信頼に基づく協力関係を築きます

現状と課題

本市では、介護者のための相談窓口や技術講習会についてはサービス内容が充実してきておりますが、そのPRや情報提供の仕方、開催方法などを改善し、だれもが利用・参加しやすい環境にする必要があります。

また、各種休暇制度や支援制度について、労働者・事業主双方に対して周知の徹底がなされておらず、活用されているとは言えない状況です。

だれもが安心して暮らしていくためには、行政機関だけではなく地域のネットワークを機能させていく必要があります。

施策の方向・内容

- ア. 要介護者や障がい者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します
- イ. 家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます

行動計画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 要介護者や障がい者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します			
	介護者の悩み相談窓口の充実と訪問体制の整備	高齢ふれあい課 地域包括支援センター	修正
	市民・企業向けの幅広い技術講習会の開催	高齢ふれあい課 地域包括支援センター	修正
	家族介護者のための交流事業の開催	高齢ふれあい課	継続
イ. 家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます			
*	事業主に対するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※支援制度の周知徹底	商工労働課	継続
	育児・介護休業制度の継続的な周知と活用の促進	商工労働課	修正
	男性従業員の育児介護休業取得促進のための企業に対する学習会の開催	商工労働課	修正

社会活動 基本目標 対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

基本施策① 政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します

現状と課題

男女がともにその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと自分らしく暮らせる社会の実現のためには、いろいろな考え方を活かしていくことが大切であり、意思決定過程への女性の参画拡大を図ることが求められています。

本市における各種審議会等での女性委員の割合は、平成22年4月の段階で24.5%、市議会議員は6.7%、農業委員は10.4%と方針や政策を決定する場での女性の割合がまだまだ少ない状況です。

方針や政策を決定する場への女性の参画が低い原因の一つに、これまでの慣習による固定的な性別役割分担意識*から、女性が社会に出ることに対し、「周囲の理解や協力が得られない場合が多い」ほか、「その領域に登用されうる女性人材の絶対数が不足していること」、「職務指定が女性の登用を困難にしていること」などが挙げられます。そのため、「公募の活用」、「人材の育成」に努めるほか、女性委員の登用推進を阻害するような職務指定が見受けられる場合は「各審議会等の性格や状況を踏まえて当該条項の見直しをすること」などが必要となります。

施策の方向・内容

- ア. 各種審議会委員等に女性を積極的に登用し支援します
- イ. 政治への参画意識の高揚に努めます

行 動 計 画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 各種審議会委員等に女性を積極的に登用し支援します			
*	各種審議会委員の女性比率目標を40%とする	すべての部署	継続
*	行政委員会の女性比率目標を20%とする	すべての部署	継続
	各種審議会等における委員の選出方法の見直しを図り、女性の参画を推進	男女共同参画・市民協働推進室 すべての部署	新規
	女性委員に対する研修会等への参加促進	すべての部署	継続
イ. 政治への参画意識の高揚に努めます			
	女性リーダー養成のための先進事例や研修会情報の提供	男女共同参画・市民協働推進室 生涯学習課	継続
	女性が活躍している団体リストの作成と、団体間交流、ネットワーク化の促進	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	明るい選挙推進協議会との連携で政治参画を促す選挙啓発の実施	選挙管理委員会	修正
*	国・県・関係機関が開催する人材養成セミナー等の情報提供と参加促進	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	地域における団体等の方針決定の場への女性の参画を促進	男女共同参画・市民協働推進室 地域振興課	修正
	女性の人材リストの作成と活用	男女共同参画・市民協働推進室 総務課	新規

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
各種審議会委員の女性比率	すべての部署	22.1%	40%
行政委員会の女性比率	すべての部署	6.6%	20%
女性の人材リストの作成と活用	男女共同参画・市民協働推進室 総務課	未実施	作成

基本施策② 自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します

現状と課題

市民一人ひとりが自分らしく生活を楽しむことができ、人間性豊かな社会を実現するためには、趣味やボランティアなどの地域活動への参加も大切です。しかし、ライフスタイルやニーズの多様化などにより、特に若い世代の参加者が少なかったり活動内容により男女の役割が固定されたりしているなど、市民一人ひとりが地域の一員としてその能力が十分発揮できる状況になっているとはいえません。

また、学校支援ボランティアへの登録者や介護ボランティア養成講座の受講者は、多くなっておりますが、地域で活動するボランティア団体や福祉関係団体等とのつながりは少ない状況であり、各団体間をつながり・ネットワークづくりの強化と活動情報の提供や活動支援の充実が求められています。

施策の方向・内容

- ア. ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア団体の育成・充実を支援します
- イ. 社会活動への参加促進のために情報を積極的に提供します



行 動 計 画

施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア. ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア団体の育成・充実を支援します		
生涯学習バンク（よこて学びバンク）のより一層の周知と活用	生涯学習課	修正
中学校等における、ボランティア活動や国際交流活動などの体験的活動の増進	経営企画課 社会福祉課 地域包括支援センター 生涯学習課	修正
ボランティア意識や知識、技術の修得のための育成講座の開催	経営企画課 社会福祉課 地域包括支援センター 生涯学習課	継続
<u>傾聴ボランティア</u> *養成講座の開催とその活用	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	新規
ボランティア活動情報の積極的な提供	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	継続
ジュニアリーダー*の周知と参加促進	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	新規
<u>ボランティアコーディネーター</u> *の育成とボランティアの派遣調整	危機管理室	修正
学校支援ボランティアの積極的活用	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	新規
イ. 社会活動への参加促進のために情報を積極的に提供します		
県の「学びサポートあきた」等を活用した情報提供	生涯学習課	修正
生涯学習奨励員等に対する研修機会の充実	生涯学習課	継続
社会活動への参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署	継続
* 各種行事での託児の実施	すべての部署	継続

※傾聴ボランティア：傾聴ボランティアは福祉施設や自宅を訪問して、相手との信頼関係を前提に、話を否定することなく、じっくり聴く技術を身につけたボランティア。特別な資格は必要ないが(養成講座有)、単に話を聴くだけでなく、五感を使って思いやりの心で話し手の話を一所懸命聴き、人を理解することが求められる。

※ボランティアコーディネーター：「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人や社会組織のニーズ（ボランティア・ニーズ）と、「ボランティア活動の支援を求めたい」人や社会組織のニーズ（社会ニーズ）の間にあって、それぞれのニーズが充足されるために必要な支援等を行う“触媒”としての役割を果たす専門のスタッフ。

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
生涯学習バンク（よこて学びバンク）登録者数及び登録団体数	生涯学習課	112人 136団体	200人 200団体
ジュニアリーダー*人数	生涯学習課	17人	50人
ボランティアコーディネーター*数	危機管理室	6人	10人
学校支援ボランティア登録者数	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	651人	1,000人
生涯学習奨励員等に対する研修機会の回数	生涯学習課	3回/年	5回/年

基本施策③ 男女ともに参加しやすい地域活動を推進します

現状と課題

三世代交流事業の実施など性別や年代を越えて住民相互の交流を深めている地域もありますが、多くの地区の地域活動では、性別・世代の偏りがあり、身近なところから住民参画できる事業の実施が求められているとともに、住民同志の交流や世代間の交流が必要となっています。

また、PTA、自治会・町内会、消防団等の活動では、女性の参画の機会はあるものの、役員・団員への就任は限定的で、男女とも地域の中で色々な活動に参加しやすい環境の整備が求められております。

防災の分野や自然環境の保全などの環境分野では、女性を含めた地域対応力が求められることから、女性の視点に立った防災活動や環境活動についても推進しなければなりません。

施策の方向・内容

- ア. 若い世代のリーダーを育成し、男女がともに参画できる体制作りに努めます
- イ. 活動内容により固定化している男女の役割を見直します
- ウ. 地域の防災・環境問題に取り組みます



行 動 計 画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 若い世代のリーダーを育成し、男女がともに参画できる体制作りに努めます			
若い世代のリーダー養成研修の開催	生涯学習課	修正	
地域活動への青少年の参加拡大	生涯学習課	継続	
イ. 活動内容により固定化している男女の役割を見直します			
男女共同参画に関するパンフレットを作成し、各種講座等で活用	男女共同参画・市民協働推進室	修正	
地区会議や町内会等での学習機会の提供	男女共同参画・市民協働推進室 地域振興課	修正	
地域活動への参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署	継続	
PTA 活動への男性の参加と役員への女性の就任を促進	生涯学習課	継続	
性別、世代を越えた地域活動の推進	生涯学習課 地域振興課	継続	
地域活動情報の積極的な提供	市長公室 地域振興課	継続	
ウ. 地域の防災・環境問題に取り組めます			
防災分野における政策・方針決定過程へ女性の参画拡大	総務課 危機管理室	新規	
地域での防災や消防の取り組みに女性の力の活用	総務課 危機管理室	新規	
女性の視点を取り入れた防災・復興の体制整備	総務課 危機管理室	新規	
男女共同参画の視点を反映した防災訓練を各地域で実施	総務課 危機管理室	新規	
男女共同参画の視点が反映された環境保全活動の実施	環境課	新規	
男女共同参画の視点を踏まえ、環境保全活動を行っている地域の団体との連携の推進	環境課	新規	

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
若い世代のリーダー養成研修の回数	生涯学習課	1回/年	3回/年

雇用・労働 基本目標 仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

基本施策① 就業の機会と労働条件の平等を促進します

現状と課題

労働の場での男女共同参画は、男女雇用機会均等法や育児休業法の施行により改善されつつあるものの、事業所において労働環境の整備や制度の導入促進が課題となっており、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くみられます。

また、雇用形態や賃金の面で男女格差があるほか、女性の能力が偏見なく、公正に評価されていないことも現状としてあります。

今後、事業所へ制度活用が進められるよう周知を図るとともに、男女の均等な雇用機会と待遇の確保、女性の就業継続支援などに取り組んでいく必要があります。

施策の方向・内容

- ア. 女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります
- イ. 企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します
- ウ. パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします



行 動 計 画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります			
	男女雇用機会均等法の周知徹底	商工労働課	継続
	事業主に対する母性健康管理措置(産前産後の健康管理等)の周知及び母性保護の充実	保健衛生課 商工労働課	継続
	労働者に対する育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	継続
	男性の育児休暇取得推進月間の設置	商工労働課	新規
	事業主、幹部社員に対するセクシュアル・ハラスメント*の防止啓発	商工労働課	修正
イ. 企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します			
*	事業主に対するワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*支援制度の周知徹底	商工労働課	継続
*	事業主や幹部社員に対する育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	修正
	就業環境に関するアンケートを5年ごとに実施	商工労働課	継続
	フレックスタイム制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課	修正
ウ. パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします			
	パートタイム労働法等の法制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課	修正
	パートタイム助成金制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課	修正
	曜日や時間を決めた労働相談窓口の充実	商工労働課	修正

基本施策② 女性が働き続けられる労働環境を整備します

現状と課題

男女がともにイキイキと働くことができる職場環境づくりに取り組む「男女イキイキ職場宣言」事業所が着実に増えております。

しかし、労働環境の整備が進んでいない事業所も多くあることから、男女がともにイキイキと働くことができる事業所がさらに増えるよう、制度の見直しや周知の徹底を図るとともに、育児や介護の分野でも男女とも働き続けられる環境づくりをする必要があります。

施策の方向・内容

- ア．家庭生活と調和の取れた職場環境を整備します
- イ．育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します



行 動 計 画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 家庭生活と調和の取れた職場環境を整備します			
	県男女イキイキ職場宣言事業所の増加を図る	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	県男女イキイキ職場宣言事業所情報交換会の開催	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	時間単位で取得できる有給休暇制度の導入・活用促進を図るため、市報及びホームページ等で周知	商工労働課	修正
*	事業主に対するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）* 支援制度の周知徹底	商工労働課	継続
*	事業主や幹部社員に対する育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	修正
	育児等による退職者の再就職制度の普及促進（マザーズハローワーク*の活用）	商工労働課	継続
イ. 育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します			
*	一時、休日、病児・病後児、障がい児、延長保育などの特別保育事業の充実	子育て支援課	修正
*	学童保育などの放課後児童対策の充実	子育て支援課	継続
	育児支援ボランティアの登録制度の未登録地域への普及	子育て支援課	継続
	地域住民を対象とした子育て応援セミナーの開催	子育て支援課 生涯学習課	新規
	男女がともに参加できる「子育て」「介護」等のセミナーの開催	子育て支援課 保健センター	修正

※マザーズハローワーク：子供を持つ女性を対象としたハローワークで、出産あるいは子育てのために仕事を辞めた女性が、もう一度仕事に戻ることを支援するために厚生労働省が始めたサービス。

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
県男女イキイキ職場宣言事業所数	男女共同参画・市民協働推進室	23社	36社
病児・病後児保育実施ヶ所数	子育て支援課	7ヶ所	10ヶ所

基本施策③ 女性の多様な働き方とその支援体制を整えます

現状と課題

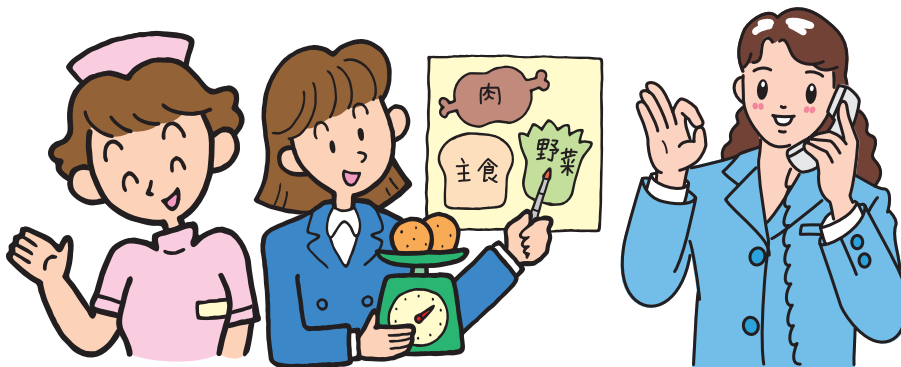
起業のための情報提供や支援制度については、相談窓口を設置しておりますが、支援制度については、国や県の制度が充実しており市独自の創設には至っておりません。

しかし、農業分野ではネットワーク化の進展や女性農業士の活躍がみられ、産直施設等での起業も増えているため、相談窓口の明確化や起業しやすい環境の整備が求められています。

また、地域の多様な人材を活用できるようさらに情報のネットワーク化を図るとともに、コミュニティビジネス*などの新たなビジネスモデルへの支援が必要です。

施策の方向・内容

- ア. 女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます
- イ. 自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します
- ウ. 女性のキャリアアップ*や再チャレンジ*のための研修機会を設けます



行 動 計 画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます			
	起業支援窓口の充実(食品販売加工、IT活用、コミュニティビジネス [*] 等の支援強化)	商工労働課	継続
	使いやすい市独自の起業支援制度の創設	商工労働課	修正
	起業セミナー等の開催	商工労働課	継続
	女性起業家の紹介やネットワーク化の促進	商工労働課	継続
イ. 自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します			
*	家族経営協定 [*] の啓発と導入の推進	農業政策課 農業委員会	継続
	商工団体と連携し研修機会の増加を図る	商工労働課	新規
	女性農業士を活用した経営・技術指導の実施	農業政策課	継続
ウ. 女性のキャリアアップ[*]や再チャレンジ[*]のための研修機会を設けます			
	各種知識、技術、資格習得のためのセミナーの開催	商工労働課 生涯学習課	継続
*	国・県・関係機関が開催する人材養成セミナー等の情報提供と参加促進	男女共同参画・市民協働推進室	継続

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
家族経営協定 [*] 数	農業政策課 農業委員会	69組	95組

福祉・健康 基本目標 自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

基本施策① 市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります

現状と課題

福祉環境の整備や福祉サービスについては、関係機関相互の連絡体制を整備しながらその充実を図ってきているものの、さらにサービス内容や開催時間などの改善を進める必要があります。同時に、相談体制の充実などだれもが利用しやすい環境を整備することも重要です。

また、高齢化の進行やライフスタイルの多様化により地域住民同士が円滑なコミュニケーションを取ることが難しい中、認知症高齢者への適切な対応を図るため認知症サポーターの養成を進め、民生児童委員や福祉協力員などの協力を得ながら市民ニーズの的確な把握に努める必要があります。

施策の方向・内容

- ア. 市民のニーズを把握し、速やかに対応するためのシステムを整えます
- イ. 多様なライフスタイルに対応した、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます

行 動 計 画

施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア. 市民のニーズを把握し、速やかに対応するためのシステムを整えます		
保健、医療、福祉、介護、DV*に係る相談体制の充実と他機関との連携強化	保健衛生課 健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター 市民福祉課	修正
地区巡回による福祉・保健座談会の実施	保健衛生課 健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター 市民福祉課	継続
認知症サポーター養成講座の実施と市民への正しい知識の浸透	保健衛生課 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター 市民福祉課	新規
民生児童委員、福祉協力員との地域連携の推進	社会福祉課 地域包括支援センター	修正
イ. 多様なライフスタイルに対応した、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます		
社会福祉施設の整備と施設サービスの充実	健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター	継続
* 一時、休日、病児・病後児、障がい児、延長保育などの特別保育事業の充実	子育て支援課	修正
* 学童保育などの放課後児童対策の充実	子育て支援課	継続
障がい者及び高齢者支援に係る関係機関・職種のネットワーク構築と研修会・講座・連絡会議の開催	社会福祉課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター	修正
* 子どもの遊び場の整備と点検	子育て支援課	修正

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
病児・病後児保育実施ヶ所数	子育て支援課	7ヶ所	10ヶ所

基本施策② 健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します

現状と課題

福祉や健康に関するガイドブックや市報、ホームページ、チラシでの情報提供は充実してきております。

今後は、情報提供の方法や内容をさらに見直し、より分かりやすく、必要な方により伝わりやすい情報提供に努める必要があります。

施策の方向・内容

- ア. 誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します
- イ. ボランティア意識を啓発し市民の福祉の心を育てます



行 動 計 画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します			
	市民が使用しやすいガイドブックや冊子、回覧の作成・発行	保健衛生課 健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター	修正
	市報、ホームページ、チラシ等による利用者に配慮した情報提供の徹底	市長公室 保健衛生課 健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター	修正
	生涯学習センターや公民館での講座へ福祉関連テーマの導入	社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター 生涯学習課 生涯学習センター 公民館	修正
イ. ボランティア意識を啓発し市民の福祉の心を育てます			
	定期的な研修会や活動の実施	社会福祉課 地域包括支援センター	継続
	学校や職場等への介護体験機会の提供	高齢ふれあい課 地域包括支援センター	継続

基本施策③ 生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます

現状と課題

検診結果説明会や健康教育事業では実績が上がっておりますが、健(検)診の周知方法を見直し受診者数のさらなる増加に努める必要があります。

また、幼児から中学生のムシ歯予防の取り組みとして全市で実施しているフッ素洗口事業を継続する必要があります。

今後は、男女共みんながいきいきと暮らすことができる安心安全な社会を目指し、さらにきめ細やかな健(検)診体制の整備と健康づくり・健康教育事業や出産・子育て支援事業などの実施が求められます。

施策の方向・内容

- ア. 心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます
- イ. 幼児期から健康に対する意識を育てます



行 動 計 画

施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア. 心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます		
生涯を通じた心身の健康教育の実施と各種健診制度の充実	保健衛生課	修正
5歳児健康相談を全地域で実施	保健衛生課	新規
生活習慣病の予防や健康増進のための学習機会の提供	保健衛生課 健康の駅推進室	継続
生涯学習センターや公民館での講座へ健康管理メニューの導入	保健衛生課 健康の駅推進室 地域包括支援センター 生涯学習課 生涯学習センター 公民館	修正
学校体育館、スポーツ施設等の利用促進	教育総務課 スポーツ振興課	継続
スポーツや健康に関する出前講座の開催	健康の駅推進室 教育総務課 スポーツ振興課	継続
「健康の駅よこてらくらく体操」の普及・啓発	健康の駅推進室	新規
イ. 幼児期から健康に対する意識を育てます		
健康診査などの機会に健康教育を実施	保健衛生課	修正
パパとママに対する妊娠期、出産期、育児期における学習機会や相談体制の整備	保健衛生課 健康の駅推進室	修正
学校における健康管理、健康教育の充実	保健衛生課 健康の駅推進室 教育指導課 学校教育課	継続

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
健康教育（成人・老人）	保健衛生課	396回	400回
健康教育（栄養・健康増進）	保健衛生課	275回	280回
健康教育実施校	保健衛生課 教育指導課 学校教育課	市立全 小中学校	市立全 小中学校
小児生活習慣病予防健診	保健衛生課 学校教育課	市立全 小中学校	市立全 小中学校
喫煙防止教育	保健衛生課 教育指導課 学校教育課	市立全 小中学校	市立全 小中学校
地域密着型健康の駅（小規模駅）	健康の駅 推進室	27ヶ所	50ヶ所

基本施策④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します

現状と課題

女性への暴力そのものに対する認識は必ずしも向上しておらず、各種啓発活動の効果は限定的で、メディアにおける有害情報の氾濫により新たな課題も発生しております。

また、関係各機関の取り組みや連携も必ずしも被害者のニーズに即したものとなっております。

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であることを周知するとともに、被害者に対しては関係機関が連携してきめ細かい支援が必要です。

施策の方向・内容

- ア. 広報啓発と相談窓口の充実を図ります
- イ. DV*の防止と被害者支援体制の充実を図ります
- ウ. 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて関係機関と連携を図ります
- エ. あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育を推進します

※DV (Domestic Violence、ドメスティック・バイオレンス)：配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者から振るわれる暴力をDV (ドメスティック・バイオレンス) といい、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害である。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

行 動 計 画

施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア. 広報啓発と相談窓口の充実を図ります		
広報活動と相談窓口の周知	男女共同参画・市民協働推進室	継続
各地域局への電話相談窓口の設置	男女共同参画・市民協働推進室 地域振興課 子育て支援課 市民福祉課	継続
DV*防止キャンペーンの実施	男女共同参画・市民協働推進室	新規
イ. DV*の防止と被害者支援体制の充実を図ります		
関係者の知識向上のためのDV*防止学習会の開催	男女共同参画・市民協働推進室	継続
関係機関と連携強化を通じ支援等に係るワンストップサービス構築	男女共同参画・市民協働推進室	修正
被害者の自立支援に向けた支援体制の整備	男女共同参画・市民協働推進室	新規
小中高校生に対するDV*予防セミナーの実施	男女共同参画・市民協働推進室 教育指導課	新規
ウ. 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて関係機関と連携を図ります		
女性相談所、警察署などの関係機関とのネットワークの構築と連携	男女共同参画・市民協働推進室	継続
被害者が相談しやすい体制づくり	男女共同参画・市民協働推進室	新規
地域見守りの人材育成（地域相談員）とネットワークの構築	男女共同参画・市民協働推進室	新規
エ. あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育を推進します		
保育所・幼稚園等において保育・教育の充実	子育て支援課	新規
教員・職員研修において男女共同参画推進に関する研修を実施	男女共同参画・市民協働推進室 教育指導課	継続
家庭教育学級やPTA活動において人権教育等に関する研修を実施	男女共同参画・市民協働推進室 生涯学習課	新規
子育て世代の親や高齢者を対象にした人権教育等に関する研修を実施	男女共同参画・市民協働推進室 子育て支援課 生涯学習課	新規

教育・行政 基本目標 共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

基本施策① 家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します

現状と課題

固定的な性別役割分担意識*は、幼いときからの^{しつけ}躾や生活習慣、教育などを通じて無意識のうちに形成されます。このため、家庭や地域社会などで行われる教育や学習の場において、男女共同参画意識の啓発活動を推進していくことが重要です。

現在、公民館や子育て支援センターの事業として、男性を対象とした料理教室や講座を開催するなど学習機会の提供に努めておりますが、今後さらに男女共同参画の視点に立った学習プログラムの充実を図るとともに、地域に積極的に出向いて啓発活動を展開していく必要があります。

施策の方向・内容

- ア. 家庭において男女共同参画について学ぶ機会を提供します
- イ. 地域が行う男女共同参画活動を支援します

行動計画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 家庭において男女共同参画について学ぶ機会を提供します			
市の広報を活用した男女共同参画についての意識啓発	男女共同参画・市民協働推進室	修正	
男女共同参画の視点を取り入れた子育て教室の開催	子育て支援課 生涯学習課	修正	
ファミリー料理教室の開催	男女共同参画・市民協働推進室 生涯学習センター 公民館	修正	
イ. 地域が行う男女共同参画活動を支援します			
秋田県南部男女共同参画センターと連携した意識啓発活動の実施	男女共同参画・市民協働推進室	修正	
企業及び各種団体を訪問しての活動支援	男女共同参画・市民協働推進室	修正	

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
市の広報を活用した男女共同参画についての意識啓発	男女共同参画・市民協働推進室	未実施	3回/年

基本施策② 教育の場で男女共同参画を推進します

現状と課題

学校教育の場においては、秋田県が作成した副読本等を活用した男女共同参画の視点に配慮した教育を実施しておりますが、保育機関の職員や教職員に対する男女共同参画に関する教育、研修については、十分行われているとは言えないのが現状です。

これからは、県と市、関係機関が連携して、教職員等に対する研修機会を拡大し、さらには学校、家庭、地域の教育の場においても連携しながら、男女共同参画意識の啓発に努める必要があります。

施策の方向・内容

- ア. 男女共同参画意識の視点に配慮した教育を推進します
- イ. 教職員などへの研修機会を拡大します
- ウ. 学校、家庭、地域が連携して男女共同参画を推進します

行動計画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 男女共同参画意識の視点に配慮した教育を推進します			
	男女共同参画に配慮した生活相談、進路相談の推進	教育指導課	修正
	副読本を活用した授業の実施	教育指導課	修正
イ. 教職員などへの研修機会を拡大します			
	県と市の連携による男女共同参画担当課と教職員との合同研修会の開催	男女共同参画・市民協働推進室 教育指導課	修正
	横手市保育協議会との連携による研修会の実施	男女共同参画・市民協働推進室 子育て支援課	修正
ウ. 学校、家庭、地域が連携して男女共同参画を推進します			
	P T Aなどの機会を活用した意識啓発活動の推進	男女共同参画・市民協働推進室 教育指導課	修正

基本施策③ 行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します

現状と課題

男女共同参画社会*形成の推進を図るためには、行政が率先して男女共同参画の範を示すとともに、行政職員の共通認識のもと庁内の連携を密にし、あらゆる機会を捉えて男女共同参画意識の普及啓発活動を展開する必要があります。

本市では、平成19年度に男女共同参画推進委員会を設置し、庁内各職場へ推進員を配置するなど、男女共同参画事業の推進に努めております。

また、管理職への登用や研修機会の提供などについても、性別にとらわれることなく公平な取り扱いをしており、職場内における男女共同参画意識は高まってきております。

しかし、男女共同参画への取り組みはまだまだ必要な状況であるため、今後さらに意識啓発活動を行うとともに、研修の機会の拡大や内容の充実を図る必要があります。

施策の方向・内容

- ア. 能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します
- イ. 市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します
- ウ. 男女共同参画を推進する環境整備と活動を支援します



行 動 計 画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア. 能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します			
	性別にとらわれない、能力評価による公平な登用	人事課	修正
	庁内LAN※を活用した男女共同参画についての意識啓発	男女共同参画・市民協働推進室 人事課	修正
	男女共同参画に関する研修会の実施	男女共同参画・市民協働推進室 人事課	修正
イ. 市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します			
	「男女共同参画推進委員会」の開催	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	男女共同参画都市宣言記念事業の実施	男女共同参画・市民協働推進室	修正
*	各種審議会委員の女性比率目標を40%とする	すべての部署	継続
*	行政委員会の女性比率目標を20%とする	すべての部署	継続
	職員対象の男女共同参画に関する意識調査の実施	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくり	人事課	修正
ウ. 男女共同参画を推進する環境整備と活動を支援します			
	「男女共同参画推進協議会」の開催	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	秋田県南部男女共同参画センターと連携した活動支援の強化	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	在住外国人への多言語での情報提供や相談体制の整備	男女共同参画・市民協働推進室	新規

※庁内LAN (Local Area Network、ローカルエリアネットワーク):通信用ケーブル、光ファイバーなどを使って、庁舎内にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、情報をやり取りする通信網。

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
各種審議会委員の女性比率	すべての部署	22.1%	40%
行政委員会の女性比率	すべての部署	6.6%	20%
男性職員(対象者)の育児休業取得率	人事課	2.9%	5%

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会*を実現するためには、行政、市民、各種団体、企業などのすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって取り組んでいくことが必要です。そのため、広範・多岐にわたる各種施策を確実に、また効果的に推進するための体制を整備します。

(1) 市民による推進体制の整備

行動計画の効果的な推進を図るため、「横手市男女共同参画推進協議会」を設置し、市民の目線から男女共同参画に関する各種施策について協議、検討するとともに、計画の進行管理を行います。

また、行政が行う男女共同参画に関する企画、事業へ参画するとともに、市民への意識啓発活動を推進します。

(2) 庁内における推進体制の整備

行動計画は、男女共同参画社会*の実現を目指す総合的かつ具体的な事業計画であり、その施策は行政のあらゆる分野に及んでいることから、計画の推進のためには男女共同参画・市民協働推進室はもとより、市政全体において男女共同参画の視点に立った事業展開が必要であり、職員一人ひとりがその意義を理解したうえで企画、立案、運営していかなくてはなりません。

このため、庁内各課室所の職員からなる「横手市男女共同参画推進委員会」を設置し、関係部局間の総合的な連絡調整を図りながら、各種施策の効果的な実施に結び付けます。

また、推進委員会メンバーの研修などを実施し、職員への男女共同参画意識の普及啓発の推進役となります。

2. 市民団体との連携

男女共同参画社会*を実現するためには、法や制度の整備と併せて、市民一人ひとりの意識改革や生活の場での実践が必要であり、行政だけではなく地域や企業、市民団体との連携を図り、市民活動の広がりを支援し、ネットワーク作りを進めます。

(1) 市民活動の支援

男女共同参画を推進する NPO*などの団体や地域における活動団体の育成を図り、その主体的な活動を支援するとともに、ネットワーク作りを進めます。

(2) 市民の意見を反映させた施策の展開

市民や市民団体に対して市報やホームページなどにより情報を積極的に提供するとともに、企業や NPO*などの市民団体との情報交換の場を設けるなど、市民からの意見や要望などを施策に反映していきます。

3. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、「横手市男女共同参画推進協議会」や「横手市男女共同参画推進委員会」に対して定期的に進捗状況を報告し、現状や問題点などを洗い出すとともに、緊急な課題や新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の推進と進行管理

横手市が目指す男女共同参画社会の将来像

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち

それぞれの立場における主体的な実践と連携

行政

各種団体

市民

企業

市民による 推進体制

横手市男女共同参画推進協議会

構成

男女共同参画に関心を有する市民や計画策定に携わった作業部会委員を中心とした市民で構成します。

役割

男女共同参画に関する各種施策を協議・検討するとともに、関連事業への参画や、市民への意識啓発の推進役となります。

連 携

行政による 推進体制

横手市男女共同参画推進委員会

構成

市役所の各課室所の職員により構成します。

役割

男女共同参画に関する部局間の総合的な連絡調整を図り、各種施策の効果的な実施に結びつけるとともに、職員への意識啓発の推進役となります。

計画の進行管理

定期的に進捗状況を確認し、問題点や新たな課題に対応します。

市役所全体で男女共同参画の理念に基づいた事業展開をします。

参 考 資 料

横手市男女共同参画行動計画（第1次）からの主な変更点

○第2次計画へ新規追加した項目

基本目標 (分野)	基本 施策	施策の 方向・ 内 容	行 動 計 画	追 加 理 由
家族・家庭	①	ア	生活実態調査の結果をもとにした家事・育児・介護への協力度シート作成・配布	家事は何らかの形で評価されるべきで、家事評価パターンは作成するべき。
家族・家庭	①	イ	横手市版啓発チラシを作成し、各種講座等で活用	わかりやすいパンフレットやチラシが必要。
家族・家庭	①	ウ	学童保育指導員の資質向上のための研修会の実施と参加促進	学童保育は、指導員の人数・保育内容に不安があるし、対象学年の見直しが必要（5、6年生も対象にするべき）。
社会活動	①	ア	各種審議会等における委員の選出方法の見直しを図り、女性の参画を推進	政策決定の場の男女比率の偏りが解消されていない。格差是正の努力をし続けることが必要。（ポジティブ・アクションの導入）
社会活動	①	イ	女性の人材リストの作成と活用	各種研修終了者の組織化と交流を図る必要があるため。
社会活動	②	ア	傾聴ボランティア養成講座の開催とその活用	傾聴ボランティアが効果を発揮しているところもあるため。
社会活動	②	ア	ジュニアリーダーの周知と参加促進	ジュニアリーダーについて、学校と家庭での周知度をあげる必要があるため。
社会活動	②	ア	学校支援ボランティアの積極的活用	学校支援ボランティア制度については、600人超が登録しているため。
社会活動	③	ウ	防災分野における政策・方針決定過程へ女性の参画拡大	防災に関して男女共同参画の意識が低く、取り組みが少ないことと、根強い固定的性別役割分担意識が残っている。また、男女共同参画の視点に立っての災害時の対応策について検討する必要があるため。
社会活動	③	ウ	地域での防災や消防の取り組みに女性の力の活用	同上
社会活動	③	ウ	女性の視点を取り入れた防災・復興の体制整備	同上
社会活動	③	ウ	男女共同参画の視点を反映した防災訓練を各地域で実施	同上
社会活動	③	ウ	男女共同参画の視点が反映された環境保全活動の実施	環境に関して女性の関心は高いが、環境保全に関する分野での女性の参画が少ないため。
社会活動	③	ウ	男女共同参画の視点を踏まえ、環境保全活動を行っている地域の団体との連携の推進	同上
雇用・労働	①	ア	男性の育児休暇取得推進月間の設置	男性の育児休暇取得（イクメン）促進の取り組みが必要であるため。
雇用・労働	②	イ	地域住民を対象とした子育て応援セミナーの開催	対象者、主旨を明確にする必要があるため。
雇用・労働	③	イ	商工団体と連携し研修機会の増加を図る	自営業従事者に対して男女共同参画を推進するためには商工団体と連携する必要があるため。
福祉・健康	①	ア	認知症サポーター養成講座の実施と市民への正しい知識の浸透	認知症についての正しい知識を広める必要があるため。
福祉・健康	③	ア	5歳児健康相談を全地域で実施	5歳児健診は重要であるが、一部地域での実施にとどまっているため健康相談として実施。
福祉・健康	③	ア	「健康の駅よこてらくらく体操」の普及・啓発	本市オリジナル体操であるが、あまり普及していないため。
福祉・健康	④	ア、イ、ウ、エ	基本施策④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します	DV防止法により取り組みが求められているため。

横手市男女共同参画行動計画（第1次）からの主な変更点

○第2次計画へ新規追加した項目

基本目標 (分野)	基本 施策	施策の 方向・ 内容	行 動 計 画	追 加 理 由
福祉・健康	④	ア	DV防止キャンペーンの実施	第1次計画にDV防止の取り組みについての項目が少なかったため拡充。
福祉・健康	④	イ	被害者の自立支援に向けた支援体制の整備	同上
福祉・健康	④	イ	小中高校生に対するDV予防セミナーの実施	同上
福祉・健康	④	ウ	被害者が相談しやすい体制づくり	同上
福祉・健康	④	ウ	地域見守りの人材育成（地域相談員）とネットワークの構築	同上
福祉・健康	④	エ	保育所・幼稚園等において保育・教育の充実	同上
福祉・健康	④	エ	家庭教育学級やPTA活動において人権教育等に関する研修を実施	同上
福祉・健康	④	エ	子育て世代の親や高齢者を対象にした人権教育等に関する研修を実施	同上
教育・行政	③	ウ	在住外国人への多言語での情報提供や相談体制の整備	男女共同参画の視点に立ち、複合的に在住外国人へ状況に応じた支援を進める必要があるため。

○第1次計画から削除した項目

基本目標 (分野)	基本 施策	施策の 方向・ 内容	行 動 計 画	削 除 理 由
家族・家庭	②	ア	消費者モニター制度への男性の参加促進	消費者モニター制度の廃止に伴い削除。
社会活動	①	イ	女性による模擬議会の開催	女性リーダー養成のための施策であるが、模擬議会など女性に限定して行う必要はない。
雇用・労働	②	イ	地域で育てる子育てセミナーの開催	対象者、主旨を明確にする必要があるため削除し、新規計画を追加する。
教育・行政	①	イ	育児サークルの育成とネットワーク化	地域が行う共同参画活動の目標に、育児サークルの育成・ネットワーク、子育て支援コーディネーターの設置はそぐわない。
教育・行政	②	ア	心身の発育段階に応じた母性の重要性の教育	副読本を活用した授業の実施によりカバーできる。
教育・行政	②	ア	性別による固定的役割分担意識を植え付けることがないよう配慮した保育の推進	現状においては、必要性なしと判断。
教育・行政	②	ウ	PTA活動への男性の参加と役員への女性の就任を促進	社会活動分野の行動計画に統合。
教育・行政	③	ア	保育士、看護師、保健師への男性の積極的な募集	男性に限定した募集はできない。
教育・行政	③	イ	男女共同参画の推進体制の強化	達成済み。
教育・行政	③	イ	男女共同参画研修会等への職員の積極的な参加を促進	③「ア」の行動計画に統合。
教育・行政	③	イ	市報やホームページによる意識啓発と情報の発信	①「ア」の行動計画に統合。

男女共同参画に関する用語集

NPO (Non Profit Organization) ◆

医療、福祉や環境保全、地域おこしなど、様々な分野で営利を目的にしない市民の自発的な意思により活動する民間団体（非営利活動組織）のこと。

家族経営協定

経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分発揮できるよう、農業経営を担っている世帯員相互間の労働条件等のルールを文書にして取り決めたもの。

キャリアアップ

今までの経験や職歴を活かしながら、より高い資格や能力を身に付けたり高めたりすること。

傾聴ボランティア◆

傾聴ボランティアは福祉施設や自宅を訪問して、相手との信頼関係を前提に、話を否定することなく、じっくり聴く技術を身につけたボランティア。特別な資格は必要ないが(養成講座有)、単に話を聴くだけでなく、五感を使って思いやりの心で話し手の話を一所懸命聴き、人を理解することが求められる。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けようと

する意識のこと。

「男は仕事、女は家庭」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

コミュニティビジネス◆

地域住民が、地域のニーズへの対応や地域の課題を解決するために、ビジネス的手法で取り組む事業のこと。

ジェンダー「社会的性別」(gender)

生物学的な性別を示す「セックス (sex)」に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような社会的に形成された男性・女性の別のことをいう。

ジェンダー不平等指数 (GII : Gender Inequality Index)

リプロダクティブヘルス(妊産婦死亡率と、若年妊娠出産率)、エンパワーメント(議員の男女比と、初等・中等教育の男女比)、労働市場(女性の労働市場参加率)の3つの側面、5つの指標によって、ジェンダー平等度を数値化したもの。

ジュニアリーダー◆

青少年ボランティア活動の一環として教育委員会の支援を受けて活動している中学生・高校生のことで、子ども会活動の支援や地域で活動する際に必要な知識や技能の習得を行っている。

女性のエンパワーメント

女性が社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的変革に主体的にかかわりながら、自立する力を身に付けようとする事。

女性の再チャレンジ

出産、子育て等により、いったん仕事を中断した女性が再就職したり、新たな分野で起業したりしようとする事。

セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

一般的に、職場において相手の意思に反して行われる性的な内容の発言や行動（性的嫌がらせ）を指す。

具体的には、性的な冗談やからかい、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などが含まれる。

男女共同参画あきた F・F 推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、秋田県が平成13年度から年次計画で人材養成している推進員のこと。

F・F とはフィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取った造語。

男女共同参画社会

男性も女性もお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれないことなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会のこと。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成のための基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日に施行された。

ドメスティック・バイオレンス (DV : Domestic Violence)

配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者から振るわれる暴力をDV (ドメスティック・バイオレンス) といい、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害である。

DV は、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがあり、一般的に体力的、経済的、社会的に優位にある男性が女性を抑圧し、支配する手段として暴力を振るっており、女性の基本的人権を脅かす重大な問題となっている。

配偶者暴力防止法

家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として平成13年に施行された。平成16年と19年に、暴力の定義や国・地方公共団体の責務、被害者の保護等の内容を拡充し改正された。

ボランティアコーディネーター◆

「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人や社会組織のニーズ (ボランティア・ニーズ) と、「ボランティア活動の支援を求めたい」人や社会組織のニーズ (社会ニーズ) の間において、それぞれのニーズが充足されるために必要な支援等を行う“触媒”としての役

割を果たす専門的スタッフ。

ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」(positive action)

社会のあらゆる分野の活動に参画する機会における男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

具体的には、女性の参画比率について目標値を設けたり、男女の参画比率が一方の性に偏ることがないように、強制的に男女比等を定めるクォータ制などがある。

マザーズハローワーク

子どもを持つ女性を対象としたハローワークで、出産あるいは子育てのために仕事を辞めた女性が、もう一度仕事に戻ることを支援するために厚生労働省が始めたサービス。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事においても私生活においても充実した社会生活をおくることができるよう、仕事も私生活もそれぞれの人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

「◆」印の付いた用語は男女共同参画に深く関りのあるものではありませんが、本計画に用いられておりますので掲載しています。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

〔後略〕

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔後略〕

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニー条例）

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本指針）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。
- 六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。
- 七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第8条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第11条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(教育の充実等)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第16条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第17条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第18条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第19条 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 21 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。(会議)

第 22 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第 23 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 7 条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

[以下省略]

男女共同参画に関する国内外の動き

年号	世界の動き	日本の動き	秋田県の動き	横手市の動き
1975年 (昭和50年)	・ 国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・ 国際婦人年国際会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・ 婦人問題企画推進本部設置 ・ 婦人問題企画推進会議開催		
1977年 (昭和52年)		・ 「国内行動計画」策定		
1979年 (昭和54年)	・ 国連第34回総会「女子差別撤廃条例」採択			
1980年 (昭和55年)	・ 「国際婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択		・ 秋田県婦人問題懇話会設置	
1981年 (昭和56年)		・ 「国内行動計画後期重点目標」策定	・ 秋田の未来をひらく婦人のための「県内行動計画」策定	
1985年 (昭和60年)	・ 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・ 「国籍法」改正 ・ 「男女雇用機会均等法」公布 ・ 「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		・ 婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、婦人問題企画推進有識者会議開催	・ 新しい男女共同社会をめざす婦人のための「県内行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		・ 「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定		
1990年 (平成2年)	・ 国連婦人の地位委員会拡大会期 ・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		・ 「育児休業法」公布	・ 秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」策定	
1994年 (平成6年)		・ 男女共同参画室設置 ・ 男女共同参画審議会設置(政令) ・ 男女共同参画推進本部設置		・ 「横手市女性懇話会準備委員会」発足
1995年 (平成7年)	・ 第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・ 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		・ 「横手市女性懇話会」を「横手市男女参画をすすめる会」に改称 ・ 「横手市にーさん運動」を提唱
1996年 (平成8年)		・ 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・ 「男女共同参画2000年プラン」策定		・ 「横手市にーさん運動提言作成委員会」設立
1997年 (平成9年)		・ 男女共同参画審議会設置(法律) ・ 「男女雇用機会均等法」改正 ・ 「介護保険法」公布	・ 秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」改訂	・ 「横手市にーさん運動に向けての提言」策定
1998年 (平成10年)				・ 「横手市にーさん運動庁内検討委員会」設立 ・ 「横手市にーさん運動提言作成委員会」が「横手市にーさん運動推進委員会」に発展 ・ 「山内村男女共生を考える会」発足
1999年 (平成11年)		・ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・ 「食料・農業・農村基本法」公布・施行		・ 「横手市にーさん運動推進委員会」が「横手市にーさん運動推進会議」に改称
2000年 (平成12年)	・ 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・ 「男女共同参画基本計画」策定 ・ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行	・ 秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」策定	・ 「横手市男女共同参画社会行動計画」策定

年号	世界の動き	日本の動き	秋田県の動き	横手市の動き
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県中央男女共同参画センター開設 ・「あきたF・F推進員」養成開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「横手市男女共同参画社会行動計画評価委員会」設立
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「秋田県男女共同参画推進条例」施行 ・秋田県北部・南部男女共同参画センター開設 ・男女共同参画審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「雄物川町男女共同参画懇話会」発足 ・「大森町男女共同参画社会推進委員」委嘱 ・「山内村男女共生を考える会」が「いぶきの会」に改称
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行 		
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画活動拠点施設開設(6ヶ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村「男女共同参画計画」策定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画活動拠点施設開設(4ヶ所) ・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月1日、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村が合併し「横手市」となる
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東京閣僚共同コミュニケの採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・新秋田県男女共同参画推進計画施行 ・男女共同参画職場づくり事業実施 ・北東北男女共同参画連携事業実施 ・あきた女性政経ゼミナール実施 ・あきたF・F推進員のステップアップ研修(F・F推進員の更新、新規養成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進室」設置 ・「横手市男女共同参画行動計画」策定
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(ニューデリー)、「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「男女雇用機会均等対策基本方針」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村における男女共同参画計画の策定達成 ・市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム ・ワーク・ライフ・バランス推進事業 ・女子生徒理工系チャレンジ支援事業 ・男女の意識と生活実態調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「横手市男女共同参画推進委員会」設置 ・「横手市男女共同参画推進協議会」設置
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第52回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)、「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」策定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女イキイキ職場知事表彰(5社) ・男女イキイキ職場宣言事業所取組事例集作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画都市宣言
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回報告書に対して、国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法の改正(平成21年4月1日施行) ・育児・介護休業法改正(平成22年度施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと秋田元気創造プラン策定 ・がんばる女性応援セミナー開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画都市宣言一周年記念フォーラム
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画都市宣言二周年記念フォーラム ・「第2次横手市男女共同参画行動計画」策定

横手市男女共同参画推進協議会・行動計画策定作業部会

(1) 策定の経過

期 日	内 容
平成22年5月11日	★第1回庁内検討委員会 ・第1次行動計画の現状確認、実績報告 ・第2次行動計画策定に向けて ・策定作業部会設置基準、会議運営要領確認 ・策定作業部会の進め方、部会の流れ確認
6月1日	■第1回推進協議会 ・委嘱状交付 ・男女共同参画推進協議会設置要領改正 ・第2次行動計画策定に向けて ・策定作業部会設置基準、会議運営要領確認 ・策定作業部会の進め方、部会の流れ確認 ・部会構成の決定 ・協議会長・協議会副会長・作業部長選任
6月29日	●第1回作業部会全体会及び作業部会 ・朗読劇（男女共同参画ショートショートストーリー） ・「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を描いてみよう ・第1次行動計画の検証と素案づくりをしてみよう①
7月15日	●第2回作業部会全体会及び作業部会 ・講話「5分でわかる男女共同参画」 ・第1次行動計画の検証と素案づくりをしてみよう②
8月5日	●第3回作業部会全体会及び作業部会 ・講話「雇用の現状とキャリアの考え方」 ・第1次行動計画の検証と素案づくりをしてみよう③
9月2日	●第4回作業部会全体会及び作業部会 ・講話「ストレス要因と対処」 ・DV防止に関する取り組みを強化するために ・第2次行動計画素案づくり
9月29日	●第5回作業部会全体会及び作業部会 ・第2次行動計画素案づくり
10月21日～26日	★庁内検討会 ・第2次男女共同参画行動計画作業部会案の精査
10月28日	■第2回推進協議会 ・平成22年度上半期横手市男女共同参画行動計画の実績について ・第2次横手市男女共同参画行動計画作業部会案について ・今後の行動計画策定スケジュールについて ・横手市男女共同参画行動計画策定に関する意見募集（パブリックコメント）について
11月1日～20日	※横手市男女共同参画行動計画策定に関する意見募集（パブリックコメント）の実施
12月7日	●第6回作業部会全体会及び作業部会 ・意見募集（パブリックコメント）実施結果について ・意見募集結果を受けての計画案最終決定について
12月8日	★市議会へ中間案、中間案の修正案、意見募集実施結果報告
平成23年1月11日	★市政策会議 ・最終案の報告
2月22日	★市議会へ報告

■：協議会
●：作業部会
★：庁内検討委員会など

(2) 計画策定作業部会委員名簿

平成22年 4月 1日 委嘱

部 会 名	役 職	氏 名	地 区・所 属	備 考
家族・家庭部会		奥 山 ひとみ	横手（公募委員）	副会長
		鈴 木 るみ子	横手（地域づくり協議会）	
		伊 藤 直 美	十文字（地域づくり協議会）	
	部 会 長	遠 藤 千 秋	大雄（子育て支援グループ）	
	書 記	上 法 めい子	子育て支援課 児童家庭担当	
	書記補佐	木 村 文 人	農業政策課 担い手育成担当	
社会活動部会		内 藤 美穂子	増田（地域づくり協議会）	
		小 松 高 義	大雄（認定農業者連絡協議会）	
		戸 部 英 二	平鹿（人権擁護委員協議会）	
	部 会 長	宮 原 祐 子	十文字（あきたF・F推進員）	
	書記補佐	藤 原 慶 喜	社会福祉課 企画調整・障がい福祉担当	
	書 記	播 磨 康 博	生涯学習課 生涯学習担当	
雇用・労働部会		佐 藤 慶 子	十文字（社会福祉協議会）	
		鶴 田 典 治	横手（横手青年会議所）	
	部 会 長	高 橋 茂	横手（第1次行動計画策定委員）	
		藤 原 恵美子	山内（あきたF・F推進員）	会 長
	書 記	首 藤 正 己	商工労働課 商工業振興・労政担当	
	書記補佐	佐々木 賢 祐	建設監理課 総務管理担当	
福祉・健康部会		佐 藤 弘 子	横手（公募委員）	
		伊 藤 美津子	大森（地域づくり協議会）	
		伊 藤 文 子	大雄（地域づくり協議会）	
	部 会 長	佐 藤 レイ子	大森（あきたF・F推進員）	
	書 記	佐 藤 輝 明	高齢ふれあい課 高齢福祉担当	
	書記補佐	菊 地 摩貴子	保健衛生課 健康づくり担当	
教育・行政部会	部 会 長	飯 野 正 和	平鹿（地域づくり協議会）	
		佐 藤 定 弘	雄物川（地域づくり協議会）	
		高 橋 恵 美	山内（地域づくり協議会）	
		野 田 英 夫	増田（横手市連合PTA）	
	書 記	栗 田 律 子	人事課 給与厚生担当	
	書記補佐	後 藤 幸登子	学校教育課 学校給食担当	
事 務 局	横手市男女共同参画・市民協働推進室 高橋 嘉・菊池覚也・柿崎規子			

『一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち』をめざして

第2次横手市男女共同参画行動計画

平成23年3月発行



総務企画部
男女共同参画・市民協働推進室
〒013-8601
秋田県横手市条里一丁目1番64号
Tel : 0182-35-2158
Fax : 0182-33-6061
E-mail danjo@city.yokote.lg.jp
ホームページ <http://www.city.yokote.lg.jp/>